

令和2年度総会議案等に対する賛否及び意見の集計

書面決議となった令和2年度総会の議案等につきまして、「書面による役員会議決等行使書面」を集計した結果は以下のとおりです。

第1号議案 令和元年度事業報告	賛 41	否 0
第2号議案 令和元年度決算報告	賛 41	否 0
第3号議案 令和2年度事業計画(案)	賛 41	否 0
(御意見等)		
(ア) いつも質の高い講座をご用意くださりまして、ありがとうございます。今後はオンラインの総会なども模索されるのでしょうか。		
(イ) 関東部会の看板ともいえる定例研究会の開催のあり方が、大きく変わらざるをえない状況となっていると思います。オンライン開催など、回数が減ってもよいので、新しい方式をご検討いただければ幸いです。「ひとり職場」のアーキビストほど、人脈と情報を求めて部会に参加しているはず。本務対応も大変と存じますが、ご無理のない範囲で、今年も期待しております。		
(ウ) 例会の実質開催が難しいならば、会報を活用し会員の研究論考や業界情報を代役集約する場を設けるか、リモート開催の実現を希望します。		
第4号議案 令和2年度予算(案)	賛 41	否 0
(御意見等)		
(エ) 会報発行費について、昨年度の決算額が予算額よりも少なかったにも関わらず、今年度大幅に増額されたのはなぜでしょうか。異議あることではありませんが、理由があれば説明をいただきたいと思います。		
(オ) 今年度の会費徴収については、事業の中止等もあり柔軟に対応してはどうか。具体的には会費徴収をやめて、繰越金で運営するのはどうか。		
第5号議案 全史料協関東部会会則の一部改正について(案)	賛 40	否 0
(保留1)		
(御意見等)		
(カ) 第1条第3項の退会規程新設、第14条の附則から条文化の改正はわかりやすいが、第1条の改正理由および事務局職新設の理由を説明されたい。事務局の外部委託化を視野に入れた改正と推察しているが、事務局を機関内ではなく機関の外に出すことも可能になる改正である。そのような場合は内規と矛盾が生じるのではないかと(内規により、事務局は「機関会員から選出」するとされている)。内規と矛盾なきよう改正する必要はないか。		
(キ) 第1条の改正については、説明がほしい。機関そのものを所在地にする場合、機関が法人であった場合に使用料などが発生する恐れがあり、それを未然に防ぐということか。		
(ク) 会則と内規の文言を統一されたい。会則の脱字を修正されたい。		
その他		
第1号報告 令和2年度役員(案)	令和2年4月1日付人事異動により、理事として関根晃氏(戸田市郷土博物館長)が就任されました。	

「書面による役員会議決等行使書面」提出者 41名

全史料協関東部会会則第9条5項(総会及び役員会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決するものとする。)により、令和2年度総会議案の全て(第1号~第5号)について、会員の皆様より承認されましたことをご報告いたします。